

新型コロナウイルス感染症発生報告・第65報

新型コロナウイルスの検査により、新たに県内在住の2名が陽性であることが判明しました。

1 患者の状況

(1) 別添資料の24

① 患者の住所等

住所 和歌山県和歌山市
性別等 男性/40代

② 経過

4月6日 鼻汁・鼻閉（以降続く）
4月7日 医療機関Aを受診、咽頭痛（以降続く）
4月10日 発熱（38.5度）、頭痛
4月13日 医療機関Aを受診、熱（36.9度）、咳（以降続く）、検体採取
4月15日 発熱（38度）、新型コロナウイルス検査陽性が判明

③ 現在の病状

明日、医療機関Bに入院予定、病状は安定

④ 対応

和歌山市保健所が引き続き調査中

(2) 大阪市が公表した新型コロナウイルス感染症の方の濃厚接触者（別添資料の25）

① 患者の住所等

住所 和歌山県
性別等 女性/70代

② 経過

3月28日 咳（以降続く）
4月13日 大阪市保健所から本県に対し、新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者として健康観察依頼あり
4月14日 医療機関Cを受診し入院、CT撮影により肺炎像を認める濃厚接触者として検体採取
4月15日 新型コロナウイルス検査陽性が判明

③ 現在の病状

本日、医療機関Dに転院予定、病状は重症

④ 対応

保健所が引き続き調査中

◇ 県内の状況

現在感染者数

現在陽性の方 A	現在陽性の方 (退院済み) B		亡くなられた方 C
	うち 新規感染	うち 入院治療中	
22	2	20	1

感染者数累計

新規感染	累計 A+B+C
2	42

* これに加え、空港検疫で陽性が確認された方 1名（健康観察中）
（空港検疫により陽性が確認された方については、検疫所が厚生労働省へ報告のため、本県の感染者数には含めていません。）

3 県民の皆様へ

4月7日、新型コロナウイルス感染症対策本部（本部長：安倍総理大臣）より、当該ウイルスの全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるとして緊急事態宣言がなされ、緊急事態措置を実施すべき期間・区域として、5月6日（水）までの間、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・大阪府・兵庫県・福岡県が公示されました。

このことを受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、下記のとおり県民の皆様や事業者の皆様をお願いいたします。

(1) 緊急事態措置すべき区域への往来

緊急事態宣言の出ている5月6日（水）までの期間、緊急事態措置すべき区域として公示された7都府県への往来については、下記のとおり自粛等をお願いします。

特に、都市部や歓楽街など人混みが多く、感染リスクが高いと思われる場所への往来については強く自粛を要請します。

なお、通勤や通院など生活維持のためやむを得ず往来が必要な場合については、以下のことに留意してください。

- ① 勤務先や医療機関等以外の場所への立ち寄りを控えてください。また、帰宅後は、手洗い等を徹底し、家庭での感染の防止を図ってください。
- ② 自らの健康観察を徹底してください。咳や発熱などの症状がある場合は、決して外出せず、まずは最寄りの保健所または県庁健康推進課にご連絡ください。

(2) 感染予防と感染拡大防止

県内においては、現時点で爆発的な感染拡大が起こっている状況ではありません。

これまで多くの県民の皆様には、自発的に行動自粛に取り組んでいただいているところですが、新たな取組も含め、以下のことに留意してください。

- ① 咳エチケットや手洗い等、基本的な感染対策を継続してください。また、咳や発熱等の症状が見られる場合は、まずは最寄りの保健所または県庁健康推進課にご連絡ください。
- ② 外出については、必要性をよく考えた上で、先送りできるのであれば、自粛をお願いします。
- ③ 政府の新型コロナウイルス感染症対策本部から地方への移動の自粛について強く要請されたこと、及び当該7都府県の感染拡大防止の取組等にも協力する観点から、当該区域からの積極的な誘客等は控えていただきますようお願いいたします。
- ④ 会食、カラオケ等で、「密閉空間」「密集場所」「密接場面」の「3つの密」が重なるような集まりを避けてください。
- ⑤ イベントや会議の実施については、「3つの密」が重ならないような環境整備や感染予防対策の徹底が大前提ですが、そういった準備が整わない場合には自粛をお願いします。
- ⑥ 通勤については、勤務先に時差出勤や在宅勤務等のテレワークの制度がある場合は、積極的に活用してください。
- ⑦ 集団生活を行っている施設の皆様について
 - ・ 職員（調理従事者含む）はマスクを着用し、手洗いや手指消毒を徹底してください。健康状況についても自己検温や健康観察を促し、異常があれば、業務に従事しないようにしてください。
 - ・ 食事については、ビュッフェスタイルではなく、個別の盛り付けとしてください。
 - ・ 入所者など利用者において、発熱や呼吸器症状が一人出た段階で保健所に相談してください。一週間以内に二人以上同様な症状の者が出た場合は、速やかに保健所に報告してください。
 - ・ 面会については、施設内に入らないようにして対応してください。
- ⑧ 次の項目に該当する方は、2週間の自宅待機とともに、以下によりご連絡ください。
 - ・ 新型コロナウイルス陽性患者と明らかな接触があった方
 - 最寄りの保健所または県庁健康推進課
 - ・ 海外から帰国された方、緊急事態措置すべき区域として公示された7都府県にお住まいで帰省された方、当該区域から転勤された方
 - 県庁帰国者・帰省者・転勤者連絡ダイヤル

(3) 事業者の取組

県内事業者の皆様は、従業員等の感染予防と健康管理に万全を期していただき、以下のことに留意してください。

- ① 換気の悪い密閉空間に、多くの人が集まり、間近で会話や発声をするような環境を作らないようお願いいたします。特に、観光業やサービス業に携わる事業者の皆様については、例えば、換気扇や会席時の顧客同士の間隔を空けるなど、「3つの密」が重ならないような環境整備や感染予防対策の徹底をお願いいたします。
- ② 顧客の対応にあたっては、咳エチケットや手洗い等、感染の防止を徹底してください。また、至近距離での会話を避けるようにしてください。
- ③ 時差出勤や在宅勤務等のテレワークの制度がある場合は、積極的な活用を推進してください。また、制度がない場合は、速やかな導入をお願いいたします。さらに、従業員等が休暇を取得しやすい環境づくりについて配慮をお願いいたします。
- ④ 緊急事態措置すべき区域から県内に通勤されている従業員等については、可能なら在宅勤務を織り交ぜた勤務など、働き方の工夫をお願いいたします。
- ⑤ 当該7都府県への出張等はできるだけ先送りするなど調整をお願いいたします。
- ⑥ 従業員等から咳や発熱等の症状の報告があった場合は、休暇を取得させ、まずは最寄りの保健所または県庁健康推進課への連絡を促してください。

(4) 感染症患者や関係者等への配慮

新型コロナウイルス感染症患者やそのご家族及び対策に携わった方々等に対して、誤った情報や不確かな情報による不当な差別、偏見、いじめ、SNSでの誹謗中傷等の人権侵害があつてはなりません。

情報が正しいかどうかの確認については、最寄りの保健所または県庁健康推進課までお問い合わせください。

新型コロナウイルスに関連する正しい情報に基づき、冷静に行動していただきますようお願いいたします。

(5) 外出の自粛等について

- ① 「3つの密」が重なるような場所への外出の自粛をお願いいたします。
特に、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出の自粛について、強く要請します。
- ② 咳や発熱などの症状がある場合は、通勤等であっても、決して無理をして外出せず、まずは最寄りの保健所または県庁健康推進課にご連絡ください。
- ③ 生活用品の買い出しなど生活維持のための外出についても、必要最低限の人数で行うなど、できる限り人と人との接触機会を少なくするようお願いいたします。
- ④ 対象区域への往来自粛については、以下のことについて特に留意してください。
 - ・ 対象区域への通院であっても、医療機関と相談の上、直接受診を減らすなどの工夫を行い、できる限り、対象区域への往来自粛をお願いいたします。
 - ・ 特に、都市部や歓楽街など人混みが多く、感染リスクが高いと思われる場所への往来については強く自粛を要請します。
 - ・ 対象区域に通勤している方は、テレワークの活用など、可能な限り在宅での勤務をお願いいたします。なお、勤務先において、在宅勤務や時差出勤制度の活用について理解が得られないなど、お困りの方は、下記の相談窓口にご相談ください。
《商工観光労働総務課 073-441-2725 平日 9:00~17:45》
 - ・ 観光業等の事業者の皆さまには、対象区域から予約があつた場合に自粛を働きかけていただくようお願いいたします。
- ⑤ その他一般的に、外出については、必要性をよく考え、先送りできるのであれば自粛をお願いいたします。

(6) 緊急事態措置すべき区域から帰省・転勤された方について

現在、2週間の自宅待機とともに、「県庁帰国者・帰省者・転勤者連絡ダイヤル」への連絡をお願いしておりますが、ご近所で、対象区域から帰省や転勤された方がいらっしゃる場合は、このことについてお伝えし、登録をお勧めしてください。

その際、それが難しい場合は、直接、連絡ダイヤルにお知らせいただいても結構です。

県民一人ひとりが今回の要請の趣旨をご理解いただき、自らの行動を見直していただくことが重要
です。

特に、重症化につながりにくい若い世代については、自ら感染してもあまり自覚症状がなく、感染
を拡大させる可能性があることから、家庭や事業所内においても、感染しやすい場所への出入りの自
粛等を十分に周知していただきますようお願いいたします。

4 相談窓口等

保健所、県庁健康推進課の電話相談窓口及び県庁帰国者・帰省者・転勤者連絡ダイヤルの受付
時間、連絡先は県のホームページに掲載

5 県庁健康推進課 専用電話相談窓口の相談件数

2月14日（金）から4月14日（火）までの合計 … 3,521件

★プライバシーの保護については、十分な御配慮をお願いいたします。
施設等での取材はご遠慮頂きます。

担 当 課	健康推進課
担 当 者	並川・花光
電話(直通)	073-441-2643

新型コロナウイルス 検査者一覧 (R2年4月15日 14:00時点)

1. 現在感染者数

現在陽性の方 A			既に陰性の方 (退院済み) B			亡くなられた方 C
うち 新規感染	うち 入院治療中	うち 健康観察中	うち 社会復帰			
22	2	20	19	7	12	1

感染者数累計

新規感染	累計 A+B+C
2	42

2. 県内検査実施状況(2/13~4/15)

	前回	今回	累計	検査結果(累計)
全体	2,119名	78名	2,197名	陽性:42名 陰性:2,155名

3. 陽性者の状況(詳細)

No.	患者情報	性別	年代	検査実施日・結果	発表日	状態	特記事項	肺炎像 (過去も含む)
				4/15				
6)	済生会有田病院 入院患者(3階病棟)	男	60代		2/15	2/27 退院	自宅待機期間終了	あり
	6)-1 濃厚接触者(母)	女	80代		2/17	2/24 退院	自宅待機期間終了	あり
	6)-2 濃厚接触者(妻)	女	50代		2/17	3/11 退院	自宅待機期間終了	あり
	6)-3 濃厚接触者(兄弟)	男	50代		2/17	4/1 退院		あり
	6)-4 濃厚接触者(同僚)	男	40代		2/22	2/26 退院	自宅待機期間終了	あり
11)	県内在住者	女	10代		3/15	4/1 退院		
12)	県内在住者	男	50代		3/19	4/1 退院		
13)	県内在住者	男	50代		3/19	4/3 退院		
14)	県内在住者	男	20代		3/30	4/15 退院		
15)	県内在住者	男	30代		4/1	4/8 退院		あり
16)	県内在住者	女	20代		4/2	4/14 退院		
17)	県内在住者	男	60代	1回目(-)	4/2	入院中	状態安定	あり
	17)-1 濃厚接触者(別居家族)	女	20代	1回目(-)	4/3	入院中	状態安定	あり
	17)-2 濃厚接触者(同居家族)	女	30代		4/6	入院中	状態安定	
18)	県内在住者	男	70代		4/5	入院中	状態安定	あり
	18)-1 濃厚接触者(同居家族)	女	60代		4/6	入院中	無症状	
	18)-2 濃厚接触者(同居家族)	男	40代		4/6	入院中	状態安定	
19)	県内在住者	男	50代		4/5	入院中	状態安定	あり
20)	県内在住者	男	60代		4/6	入院中	重症(改善傾向)	あり
	20)-1 濃厚接触者(同居家族)	女	50代		4/6	入院中	状態安定	あり
21)	県内在住者	男	20代		4/7	入院中	状態安定	
22)	県内在住者	男	50代		4/7	入院中	重症	あり
	22)-1 濃厚接触者(同居家族)	男	10代		4/8	入院中	状態安定	
	22)-2 濃厚接触者(同僚)	男	50代		4/8	入院中	状態安定	あり
	22)-3 濃厚接触者(同僚)	男	30代		4/8	入院中	状態安定	
	22)-4 濃厚接触者(同僚)	男	40代		4/9	入院中	状態安定	
	22)-5 濃厚接触者(同僚)	女	50代		4/9	入院中	無症状	
	22)-6 濃厚接触者(同僚)	男	20代		4/9	入院中	状態安定	あり
	22)-7 濃厚接触者(22-6の同居家族)	女	20代		4/10	入院中	状態安定	
23)	県内在住者	男	60代		4/12	入院中	状態安定	あり
	23)-1 濃厚接触者(従業員)	女	50代		4/14	入院中	無症状	
24)	県内在住者	男	40代	(+)	4/15	4/16 入院予定	状態安定	
25)	県内在住者	女	70代	(+)	4/15	4/15 入院予定	重症	あり

※状態欄の「重症」には酸素投与を含む

令和2年4月15日

関西広域連合

「関西・外出しない宣言」を踏まえたお願い

関西広域連合では、「関西・外出しない宣言」により大阪、兵庫をはじめ緊急事態宣言の対象となった地域など人口密集地との往来、人口密集地から他地域への帰省や旅行など、府県を越えた移動を控えるようお願いをしております。

しかしながら、今回の大阪、兵庫における一部施設への休業要請により、同種の施設利用を目的として、多くの人々が他府県に移動している実態が見られます。

こうした移動は、感染リスクの拡大に繋がりますので、厳に謹んでいただきますよう、重ねてお願いをいたします。